

第2回 キャッシュレス納付推進協議会

議事次第

日時：令和7年1月28日（火）10：45 ～ 12：00

オンライン会議

（開 会）

議題1. キャッシュレスデーについて【説明】（国税庁）

議題2. 体験コーナー（キャッシュレス納付（源泉所得税）のデモ操作コーナー）について【説明】（国税庁）

議題3. 広報誌の紹介について【説明】（日本銀行）

議題4. e-Tax、eLTAXに関する顧客からの声・要望の紹介について【説明】（全国銀行協会）

議題5. 地方銀行におけるキャッシュレス納付推進の取組について【説明】（全国地方銀行協会）

議題6. 口座振替について【説明・意見交換】（総務省）

（閉 会）

第2回 キャッシュレス納付推進協議会

資料

税務署におけるキャッシュレス推進デー の試行の概要

国 税 庁
納税者サービスPT
令和 7 年 1 月

1. キャッシュレス推進デーの試行について

- 国税庁では、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現を目的に、令和7年4月以降、一部の署において、窓口における現金領収事務を減らす取組を試行的に実施します。
- 取組に当たっては、特定の日を「キャッシュレス推進デー」と定め、納税者をキャッシュレス納付に誘導し易い環境を作ることによって、キャッシュレス納付の増加を目指します。なお、キャッシュレス推進デーの設定日や取組内容は、試行する税務署に応じて異なります。
- 国税のキャッシュレス納付とは、「ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）」、「インターネットバンキング」、「クレジットカード納付」、「スマホアプリ納付（コード決済）」、「振替納税」を指します。

キャッシュレス推進デーの概要

国税庁e-Tax
キャッシュレス
インターネット

キャッシュレス推進デーってどんな日なの？



☞例えば、特定の曜日（例：月・水・木）、10日（源泉納付日）や月末、確定申告期間などの特定の日を「キャッシュレス推進デー」と定め、この日については、通常日以上にキャッシュレス納付への利用勧奨に力を入れて、キャッシュレス納付を知ってもらったり、利用していただく日です。

キャッシュレス推進デーには何をやるの？



☞例えば、キャッシュレス納付を行うためのマニュアルを交付し、ご自分でキャッシュレス納付を行ってもらったり、お持ちのスマートフォンなどを利用してキャッシュレス納付を行う際に職員がお手伝いすることで、実際にキャッシュレス納付を体験していただきます。また、キャッシュレス納付を行えない方も、キャッシュレス納付を行うための事前の準備をしてもらったり、税務署のパソコンを利用して、ダイレクト納付の疑似体験等を行ってもらいます。

キャッシュレス推進デーは税務署での領収を行わないの？



☞キャッシュレス推進デーは、納税者の理解が前提となる協力依頼ベースの取組であるため、キャッシュレス納付が行えない納税者や現金領収の要望がある納税者に対しては、これまでどおり税務署窓口における現金領収を実施します。

お願い



社会全体のデジタル化を推進し、キャッシュレス納付を普及させていくためには、国税当局だけでなく、地方公共団体、関係民間団体及び金融機関の方々のご協力をいただきながら、地域全体で進めていく方がより効果がありますので、取組の実施に当たっては、「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」の下、協同でキャッシュレス納付の利用勧奨を実施していただくなど、皆様におかれましても、キャッシュレス推進デーを盛り上げていただけるように、周知をお願いします。

2. キャッシュレス推進デーの試行署・開始時期・取組内容

キャッシュレス推進デー試行署

※令和7年1月22日時点

国税局	試行署	開始日	取組内容
札幌国税局	札幌南署 江差署	令和7年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日 毎月10日及び月末 ・実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ①ポスター掲示による環境構築 ②キャッシュレス納付に係るマニュアル交付 ③スマホにおける納付操作の補助 ④ダイレクト納付体験版PCによる疑似体験
仙台国税局	管轄全署（52署）	令和7年4月1日 ※センター化非対象 署については開始 日未定	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日 毎月8・9・10日頃 1月のみ追加で18・19日・20日頃 ・実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ①源泉所得税の納税者を中心に、ダイレクト納付 利用届出書の提出しようよう ②ダイレクト納付が利用可能な者には、その場 でのキャッシュレス納付の利用勧奨及び操作指導 ③現金領収を希望する納税者に対しては、領収証 書発行までの待ち時間でデモ版による疑似体験
関東信越国税局	管轄全署（63署）	令和7年5月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日 毎月10日・20日 ・実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ①地方公共団体、関係民間団体及び金融機関と連 携した利用勧奨 ②税務署において、来署した納税者に応じた納付 手段を案内 ③税務署において、キャッシュレス納付に係る手 続のサポートや体験案内

2. キャッシュレス推進デーの試行署・開始時期・取組内容

キャッシュレス推進デー試行署

※令和7年1月22日時点

国税局	試行署	開始日	取組内容
東京国税局	東京上野署 藤沢署 千葉東署	令和7年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日 毎月10日及び月末 ・実施内容 税務署において、職員がサポートしながら、納税者のスマホを用いて徴収高計算書（又は納付情報登録依頼）を送信後、キャッシュレス納付まで実施
金沢国税局	管轄全署（15署）	令和7年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日 試行署の実情に応じて設定 ・実施内容 ①各県（富山県、石川県、福井県）において金融機関と共同で立ち上げた電子納税推進プロジェクトとして実施 ②税務署において、のぼり旗を設置し視覚的に訴えるほか、当該プロジェクトで作成した共通チラシを活用し利用勧奨を実施
名古屋国税局	名古屋中署 尾張瀬戸署 刈谷署 津署 尾鷲署	（ 検 討 中 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日 （検討中） ・実施内容 （検討中）

2. キャッシュレス推進デーの試行署・開始時期・取組内容

キャッシュレス推進デー試行署

※令和7年1月22日時点

国税局	試行署	開始日	取組内容
大阪国税局	管轄全署（83署）	令和6年12月10日から順次開始	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日 毎月10日、月末 ・実施内容 大阪局管内の金融機関と協同で、専用のポスター・チラシを活用して、キャッシュレス納付に係る利用勧奨を実施 ※「キャッシュレス推進強化デー」として実施
広島国税局	管轄全署（50署）	令和7年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日 毎月10日 ・実施内容 金融機関と協力の上、源泉徴収義務者を中心に、共通の広報資材を用いて、ダイレクト納付を中心としたキャッシュレス納付の利用勧奨を実施
高松国税局	徳島県下6署 （徳島署、鳴門署、阿南署、川島署、脇町署、池田署）	令和7年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日 毎月10日 ・実施内容 税務署及び金融機関において、源泉所得税に係るキャッシュレス納付の体験及び広報・周知を実施 ※金融機関については阿波銀行及び徳島大正銀行へ令和7年2月に協力依頼予定

2. キャッシュレス推進デーの試行署・開始時期・取組内容

キャッシュレス推進デー試行署

※令和7年1月22日時点

国税局	試行署	開始日	取組内容
福岡国税局	佐賀県下5署 (伊万里署、唐津署、佐賀署、 武雄署、鳥栖署)	令和6年12月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日 毎月10日、月末 ・実施内容 佐賀県内の金融機関と協同で実施 税務署においては、ポスターやのぼり旗で視覚的に訴え、さらに窓口での領収時にもキャッシュレス納付の利用勧奨を実施
熊本国税局	熊本西署 熊本東署 鹿児島署 指宿署	令和7年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日 毎月10日、月末 ※熊本東署のみ上記に加えて毎週水曜日 ・実施内容 ①金融機関又は地方公共団体と連携し、キャッシュレス納付の利用勧奨を実施 ②税務署において、勧奨用リーフレットを交付し納税者をキャッシュレス納付へ誘導
沖縄国税事務所	管轄全署(6署)	令和7年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日 毎月10日 ・実施内容 税務署において、源泉所得税の納税のために来署した納税者を対象に利用勧奨を実施するとともに、ダイレクト納付の操作補助が必要な納税者に対しては、操作説明会を実施する ※4～6月の説明会の状況を踏まえ、金融機関において操作説明会案内文を交付予定

官 改 1 - 129
徴 管 2 - 586
令和 6 年 12 月 26 日

一般社団法人
全国銀行協会 御中

国税庁
デジタル化・業務改革室長
管 理 運 営 課 長

税務署における「キャッシュレス推進デー」の試行について（依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、政府の「デジタル社会実現に向けた重点計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、キャッシュレス納付の推進等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のDX）を進めているところです。

このような中、令和 6 年 5 月 30 日（木）には、キャッシュレス納付の更なる推進に向けた機運を高めるため、貴協会を含めた関係する 23 団体共同で「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」を行い、各団体が協力してキャッシュレス納付の更なる推進に取り組んでいく認識を共有させていただきました。

国税のキャッシュレス納付の割合は、令和 5 年度で納付件数全体の 39%に達しており、令和 8 年度で 50%に達成するように目標値を見直しました。

国税庁においては、更なるキャッシュレス納付の推進に向けて、一部の税務署において、令和 6 年 12 月以降、特定の日や曜日を「キャッシュレス推進デー」と定め、税務署窓口で通常以上にキャッシュレス納付への利用勧奨に力を入れ、納税者をキャッシュレス納付に誘導する取組を、試行的に実施していくこととしております（詳細は別添参照）。

本取組を進め、社会全体のキャッシュレス納付の利用を増加させていくためには、国税当局単独で実施するより、周辺の地方公共団体、関係民間団体や金融機関とも協力し、地域全体で進めていく方がより効果があります。本取組は納税者を金融機関窓口へ誘導することを意図したものではありませんので、取組の実施に当たって、御理解と御協力を賜るとともに、会員の方々に御周知いただくようお願い申し上げます。

【連絡先】 国税庁 企画課 納税者サービスPT
運営担当 井上・溝端
電話：03(3581)4161 内線：3245

「キャッシュレス推進デー」の試行に係る協力依頼文送付先一覧

No.	区分	宛先	機関名
1	1 行政機関等	総務省	総務省
2	1 関係民間団体等	日本税理士会連合会	日本税理士会連合会
	2 関係民間団体等	全国納税貯蓄組合連合会	全国納税貯蓄組合連合会
3	1 金融機関等	日本銀行	日本銀行
	2 金融機関等	全国銀行協会	一般社団法人 全国銀行協会
	3 金融機関等	全国地方銀行協会	一般社団法人 全国地方銀行協会
	4 金融機関等	第二地方銀行協会	一般社団法人 第二地方銀行協会
	5 金融機関等	全国信用金庫協会	一般社団法人 全国信用金庫協会
	6 金融機関等	全国信用組合中央協会	一般社団法人 全国信用組合中央協会
	7 金融機関等	労働金庫連合会	労働金庫連合会
	8 金融機関等	農林中央金庫	農林中央金庫
	9 金融機関等	ゆうちょ銀行	株式会社ゆうちょ銀行
4	1 コンビニエンスストア	セブンイレブン	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
	2 コンビニエンスストア	ローソン	株式会社ローソン
	3 コンビニエンスストア	ファミリーマート	株式会社ファミリーマート
	4 コンビニエンスストア	セイコーマート	株式会社セイコーマート

毎月10日・月末は キャッシュレス 推進強化デー

～地域一体！地域全体のデジタル化～

業務
効率化！

金融機関や
税務署に
行く必要
なし！

簡単！
便利！

非対面で
納付！



～国税も地方税もキャッシュレス納付！～

国税はこちら

地方税はこちら

振替納税
(口座振替)

事前に届出をした預貯金口座から、振替日に自動で口座引落としにより納付する方法です。



各自治体の
HPをご確認
ください！！

ダイレクト納付

e-Tax や eLTAX による簡単な操作で事前に届出をした預貯金口座から、口座引落としにより納付する方法です。



**インターネット
バンキング等**

インターネットバンキング口座などから納付する方法です。



**クレジット
カード納付**

インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、「国税クレジットカードお支払サイト」や「地方税お支払サイト」等から納付する方法です。



毎月10日・月末は キャッシュレス推進強化デー

～地域一体！地域全体のデジタル化～

業務
効率化！

金融機関や
税務署に
行く必要
なし！

簡単！
便利！

非対面で
納付！



＼国税の納付はキャッシュレス納付をご利用ください！／

ダイレクト納付 源泉所得税を毎月納付する方におすすめ！

e-Tax による簡単な操作で事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法です。

～自動ダイレクト機能が大変便利です！～

e-Tax の申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続きをすることができる機能です。

▼詳細はこちら



振替納税による納付 所得税・消費税を納付する 個人事業主におすすめ！

事前に届出をした預貯金口座から、振替日に自動で口座引落しにより納付する方法です。

～振替依頼書は、e-Tax で提出できます！～

パソコンやスマホから e-Tax ソフト（WEB 版）にログインし、必要事項を入力することで、金融機関の届出印の押印なしにオンラインでの提出が可能です。

▼オンライン提出(Web版)
マニュアル(2,392KB)



▼オンライン提出(SP版)
マニュアル(3,054KB)



各納付方法の詳細は、国税庁ホームページの「納税に関する総合案内」からご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm>

▼詳細はこちら



▼e-Tax ホームページ



▼e-Taxソフト(Web版)
個人の方



▼e-Taxソフト(Web版)
法人の方



体験コーナー(キャッシュレス納付 (源泉所得税)のデモ操作 コーナー)について

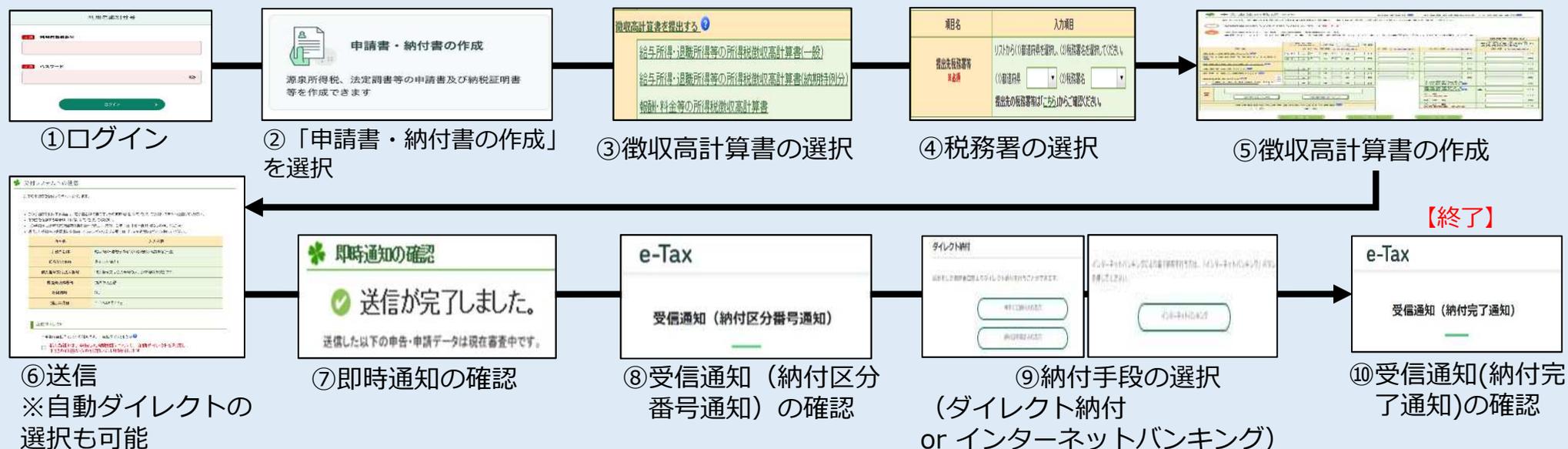
2025年1月
国税庁管理運営課

□ 体験コーナーの概要

○ 概要

- 徴収高計算書の特に利用頻度の高い3手続(給与一般・給与納期特例・報酬)について、e-Tax(WEB版)と同様の操作画面を用いて、徴収高計算書の作成・送信・納付(納付完了通知)までの一連の流れを体験することができるOAツール。
- 令和7年3月にe-Taxホームページへ設置予定。また、ダウンロードすることでオフラインでも利用可能となる見込み(パソコンのみ)。
- 体験コーナーを活用した体験型の利用勧奨が可能。

一連の流れ



□ 体験型利用勧奨のイメージ



(従来型)



(利用勧奨上の課題)

- ・ 税務署職員や税理士も、**実際のキャッシュレス納付は未経験**
- ・ **PRするメリットや利便性はマニュアルベースになりがち**
- ・ **実操作に関する質問への対応は難しい**



(体験型)



OJT類似の きめ細やかな利用勧奨

(局署・金融機関・税理士)

- ・ **事前に操作を体験・理解した上で利用勧奨**
- ・ **PRするメリットや利便性は利用者の目線で説明できる**

(勧奨先)

- ・ **実際の操作を体験することで利便性を実感**
- ・ **操作を体験することで実利用に繋がりがやすい**
- ・ **パソコンなどに体験コーナーの画面を表示させ、確認しながら、実際の納付を行うことも可能**

日本銀行業務局 総務課国庫業務企画グループの仕事

国庫金のキャッシュレス納付と「推進宣言」

所得税や消費税、年金保険料といった「国庫金」のキャッシュレス納付が進んでいます。それによって書類の削減など社会的コストを減らしていることから、日本銀行では、国税庁などの官庁や自治体、金融機関と連携して、さらなるキャッシュレス納付比率向上に向けた取り組みを行っています。二〇二四年五月には「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」も行い、納付者・関係者に向けてその意義や利便性のアピールもしました。その推進に取り組む業務局総務課国庫業務企画グループの活動や職員の思いを紹介します。

社会的コストを大幅削減できる

個人・企業と国の間で生じる国庫金を扱う業務は、「政府の銀行」である日本銀行が担っています。その規模は、国から個人・企業への支払いは約三七億件、個人・企業から国への受入れは約二・三億件と膨大です（二〇二三年度実績）。

その取り扱い、かつては日本銀行の本支店や代理店となる金融機関の窓口で現金で行われていましたが、二〇〇〇年に国庫金事務の電子化に着手し、二〇〇四年には国税や国民年金保険料の

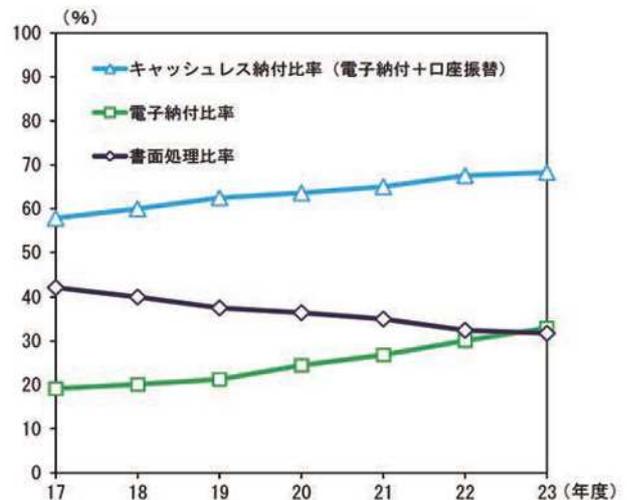
電子納付が実現しました。現在では、インターネットバンキングやATM等で利用できるPayEasy^{ペイジー}と呼ばれる決済サービス、クレジットカード払い、スマートフォン^{スマートフォン}の決済アプリでの支払い（ペイ払い）など納付手段の選択肢が広がっています。こうした着実な取り組みの結果、二〇二三年度では国庫金のキャッシュレス納付比率は六八・二％にまでなりました。ただし、国税に限定するとその比率は三九％にとどまるなど課題も見えています。また、交通反則金も、依然現金納付が中心です。

キャッシュレス納付のメリット

	キャッシュレス納付				現金納付	
	ダイレクト納付※	インターネットバンキング	クレジットカード納付	スマホアプリ納付	窓口納付	コンビニ納付
時間	都合の良い時に				営業時間内で終了	
場所	自宅やオフィスから				金融機関 税務署	コンビニ
手間	簡単な操作で完了				書類の作成・移動・待ち時間	

※e-Taxを通じた口座振替（複数口座の登録や納付日の指定も可能）。

電子収納比率



(注) 電子納付比率=「電子納付」/「国庫金受入」
 キャッシュレス納付比率=(「電子納付」+「口座振替」)/「国庫金受入」

「現金納付の場合、金融機関窓口に提出された納付書がまとめて日本銀行に輸送されてきます。それを当行の専用のOCR（光学文字認識）で読み取り、データ化して官庁と共有するのですが、この間にかかる社会的コストは無視できるものではありません。輸送費、紙の納付書の製造費、仕分けや読み取りにかかる労力、何より、納付者ご自身の移動の時間や銀行での待ち時間など、キャッシュレス納付ならカットできるコストが多大了」と話すのは、同グループ長で企画役の大竹真さんです。ほとんどの国庫金でキャッシュレス納付が可能なことから、「いかに知っていただくかが大事です」と話します。

全国宣言で納付者にアピール

多くの納付者にキャッシュレス納付の利便性をアピールしたい——その思いが結実したものに、今年五月三十日の「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」があります。国税庁、総務省、金融庁、地方税共同機構、全国銀行協会、全国地方銀行協会などと共にこの宣言を発するに当たっては、日本銀行も大きく貢献しました。

一年半をかけた準備の過程では、他の

官庁や金融機関との白熱した議論があったといえます。担当した国庫業務企画グループ企画役の黒岡映美さんは、こう振り返ります。

「『宣言』と合わせて、六〇ページに及ぶ『国税・地方税のキャッシュレス納付共同レポート』も作成したのですが、どこまで専門的に掘り下げるか、個別の取り組みを紹介するかで、かなり熱い議論になりました。そういう中で、日本銀行は、官庁でも一般の金融機関でもない中立した立場として、一定の調整役を担えたと思います」

宣言では、「社会全体のデジタル化の推進は私たちにとって共通の課題」と明示したうえで、「誰一人取り残されることのないデジタル社会を実現」と謳い（うた）ました。この点を黒岡さんは「単にキャッシュレス納付比率を上げるだけなら、書面での納付を取りやめるなど方法はあります。しかし、そうはせず、『便利だから選んでほしい』と呼びかけていくのが私たちの基本姿勢です。それがこの部分に表れていると感じます」と評しています。

宣言を発するに当たっては、「宣言式」も行いました。二三の団体の代表者からなる共同宣言者のほか、各団体の随行者約五〇人、さらに、NHKや新聞社、税

関係の専門誌など二三のメディアが詰めかけ、その模様が全国的に報じられました。式典には、日本銀行からは貝塚正彰理事が出席し、「宣言を機に、より一層、行政や金融機関、関係団体の連携を深め、一丸となって取り組んでいきましょう」と挨拶しています。そのほか、精力的に取り組んでいる金融機関として、りそな銀行、埼玉りそな銀行、北國銀行の三行に国税庁長官から感謝状が贈呈され、今後の連携のベースとなる「キャッシュレ



上／「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」に携わるメンバー
左／「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言式」を開催



宣言式で挨拶を行う
貝塚正彰理事



宣言式には 23 団体の代表者が出席

ス納付推進協議会」の発足も発表されました。その第一回会合は宣言から四カ月後に開かれており、協働が継続しています。

「国民生活を支えるために普段は黒子に徹している関係者たちが、この宣言においては『自分たちが社会を変えていくんだ』という意識を持って、より意欲的に取り組んだように思います」

と振り返るのは、当時、関係者と交渉し、「共同レポート」の草稿を書くなど実務を担った営業・国債業務企画グループの今井英晴さんです。日本銀行のホームページ内にある「国庫金事務のデジタル化」のこ

ンテンツの整理にも尽力しました。

「知ることから興味が広がるので、情報提供が重要です。共同レポートでは、関係者が読むことを意識しつつも、『そもそも日本銀行の役割って何?』という一般の方に向けた基本の部分も盛り込みました。ホームページも同様で、図表を使うなどして、分かりやすく整理したつもりです」

地域で進む「宣言」と連携

宣言に象徴される関係機関の連携は、全国規模のものだけではありません。地域レベルでも、各地で実施されています。

その連携の一つに、東京国税局や東京都、神奈川県、千葉県、山梨県などが参加する「東京国税局管内キャッシュレス納付推進協議会」があります。全国に先駆けて二〇二〇年に発足し、翌二〇二一年には、金融機関など計一二六団体が参加しての「キャッシュレス納付共同推進宣言」も行われました。その後、国税・地方税共通リーフレットの作成や合同キャンペーンなどを実施してきました。この協議会および宣言に、日本銀行本店も当初から関わってきました。研修資料の作成などでは、国庫金のキャッシュレス納付の状況を提示するなど、日本銀

行だからできる貢献をしてきています。

「納付を直接受けるのは地域の金融機関や税務署なので、それぞれの地域の官庁・関係機関が一体になって主体的に取り組んでいくことが重要です。先行して取り組んだ東京国税局管内は全国的に見てキャッシュレス納付比率が高くなっており、こうした成果が、全国各地での宣言の広がりや全国宣言につながっているものと思います」

そう話すのは、地域連携を担当する国庫業務企画グループの杉浦直希さんです。協議会で明確になった課題には税理士への働きかけなどがあり、現在検討されている税理士向けの研修についてはこう説明します。

「国税での電子申告比率は約七割に達するのですが、キャッシュレス納付比率は四割弱となっており、申告と納付でデジタル化の進展度合いにギャップが見られます。その理由は、『申告は税務の専門知識を有する税理士が担い、納付は企業の担当が担う』というケースが多いことにあるようです。企業の担当の方は、他の要件と併せて銀行窓口を訪れた際に納付を済ませてしまうことも多く、キャッシュレス納付が進みにくい状況です。これを受けて、e-Taxを使って電子申告し



ている税理士に納付までしてもらえるよ

う、今年四月から、国税の申告データ送信時に必要事項にチェックを付すだけで、法定納付期限当日にキャッシュレス納付が可能となる自動ダイレクト機能が追加されました。こうした機能改善も踏まえ、税理士への働きかけを通して、キャッシュレス納付比率の向上につなげることを目指しています」

このような地域と密接に関わる活動においては、各支店もさまざまな役割を果たしています。その実情を紹介するのは、同グループ副長で企画役補佐の羽柴慎太郎さんです。

「国税局等と連携のうえ、『宣言』をする地域もあれば、支店長などが直接金融機関と意見交換をするところもあり、取り組みは多種多様です。ただ、日本銀行から情報提供をしていくという役割はどこも同じです。日本銀行では年に一回、全国の金融機関の協力でアンケート調査

を行っており、キャッシュレス納付を推進するための具体的な施策や課題などをまとめています。支店を通してこうしたデータを全国の現場に提供し、推進

の材料にいただいています」

なお、日本銀行の本支店が連携する各地域の国税局等では、このほかにもキャッシュレス納付の推進に向けてユニークな取り組みを行っています。具体的には、▼リーフレットに漫画を掲載（関東信越国税局）、▼キャッシュレス納付推進大使（浦和税務署）、▼商品券が当たる口座振替キャンペーンの実施（沖縄国税事務所）などがあり、各地で工夫が凝らされています。

**一度試せば、
便利さが実感できるはず**

この数年でデジタル化が急速に進んでおり、国では、二〇二一年にデジタル庁発足、二〇二二年に通称「キャッシュレス法」が施行されるなどしています。そうした中で日本銀行では、関係省庁と足並みをそろえながらDXを進めています。その一環となる国庫金のキャッシュレス納付推進は、まさに喫緊の重要課題です。

それを推進するに当たって「全国宣言は一つの区切りになる」と語るのは、国庫金業務を束ねる立場にいる業務局参事役の高野裕幸さんです。実は前任の熊本支店長の時に熊本地域の宣言に関わった経験があり、現場での実感からも、その

意義をこう説明します。

「全国宣言がなされたことで行政や金融機関、関係団体など関係者の意識がそろったというメリットが大きいです。また、納付者に直接働きかけられるうえでも、宣言があると話のきっかけを作りやすくなります。今後、より一層銀行窓口などのPR活動が進むものと期待しています」

最後に高野さんは、納付者に向けてこうメッセージを寄せてくれました。

「試していただければ利便性を感じていただけると思います。ぜひ、『いつでもどこでも・便利な』キャッシュレス納付をご利用ください」

（肩書などは二〇二四年七月中旬時点の情報をもとに記載）

国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言書

国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言

社会全体のデジタル化は、国民生活の利便性を向上させ、官民の業務の効率化や生産性の向上に資するものであり、その推進は、私たちにあっては共通の課題です。これまで、国税局、地方税当局及び関係団体においては、キャッシュレス納付の利便性向上と普及促進に向けて、様々な取組を進めてまいりました。また、金融界においても、税・公金収納の効率化・電子化に向けて、様々な関係者に働きかけを行ってまいりました。

こうした取組のもと、キャッシュレス納付の利用割合については、年々上昇傾向にありますが、未だ普及の余地が大きい状況にもあります。

より多くの皆さまがキャッシュレス納付の恩恵を享受し、誰一人取り残されることがないデジタル社会を実現できるよう、また、事業者の業務のデジタル化など社会全体のデジタル化が実現できるよう、私たちが一層連携し、協力して取り組んでいくことが重要であると認識しています。

私たちは、こうした共通認識のもと、キャッシュレス納付の一層の普及に向けて、共同して推進していくことを宣言します。

令和6年5月30日

〔共同宣言者〕

日本銀行	日本税理士会連合会
一般社団法人全国銀行協会	一般社団法人全国青色申告会総連合
一般社団法人全国地方銀行協会	公益財団法人全国法人会総連合
一般社団法人第二地方銀行協会	全国同税会総連合会
一般社団法人全国信用金庫協会	全国納税貯蓄組合連合会
一般社団法人全国信用組合中央協会	公益財団法人納税協会連合会
一般社団法人全国労働金庫協会	全国知事会
農林中央金庫	全国市長会
日本マルチメディアネットワーク推進協議会	全国町村会
日本マルチメディアネットワーク運営協議会	地方税共同機構
	金融庁
	国税局

地方銀行におけるキャッシュレス 納付推進の取り組みについて

0

2025年1月
一般社団法人全国地方銀行協会
業務部 公務室

Introduction

税・公金のキャッシュレス納付は、納付者・金融機関・行政機関にとって三方良しの取組みであり、深刻化する人手不足への対応、生産性向上に資するものである。

近年、地方銀行が中核となり、地域の関係者と連携・協調して、キャッシュレス納付の普及活動を強く推進する事例が増えてきており、本レポートでは、会員銀行へのアンケートで寄せられた好事例を紹介する。

Contents

- Chapter 0. 地方銀行におけるキャッシュレス納付推進の事例
～「地方公金の電子納付等の推進に関する全行アンケート」結果より～ 2
- Chapter 1.
かながわ電子納税推進プロジェクト 4
- Chapter 2.
山梨県下一斉納付書レス・キャッシュレス納付推進プロジェクト2024 9
- Chapter 3.
北陸3県における電子納税推進プロジェクト 12
- Conclusion 16

当協会は、例年、地方銀行における地方公金の電子納付等の推進に向けた取組みを支援するため、標記アンケートを実施。税・公金収納の電子化の推進については、以下のような取組事例が寄せられた。（※以下、同アンケートより主なものを抜粋）

事例	取組内容	成果等
地方税ダイレクト納付（eLTax）の推進	<ul style="list-style-type: none"> 営業店での勉強会開催等により地方税ダイレクト納付（eLTax）の推進の有効性を情宣。本部行員による支援（本部事務部門に効率化推進の特命チームを配員し営業店の取組を支援）。 	<ul style="list-style-type: none"> eLTax自振登録先件数 2023年度上期：190先 " 下期：359件
自行開発アプリを使用した「スマホ納税キャンペーン」の実施	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税納付時期に併せてキャンペーンを実施。 キャンペーン期間中に自行開発アプリで税・公金を支払った顧客の中から抽選で200名に現金10,000円をプレゼント。 	<ul style="list-style-type: none"> アプリ納付件数／窓口収納＋アプリ納付計＝4.6%（2023年度）。 行内全体の窓口収納件数の減少率8.9%に寄与。 2024年度も4月～7月同様のキャンペーンを実施（新たに県が発送する自動車税の納付書の封筒にキャンペーン広告を掲載）。
口座振替等推進	<ul style="list-style-type: none"> 納付書収納有料化交渉にあたり、納付書の削減に向け、地公体と連携して口座振替推進を開始。 店頭等においてでの口座振替・キャッシュレス納税推進。 派出来店者に口座振替を啓発するため、各地公体に対し派出窓口における口座振替案内を提案。地公体の了解のもと、派出窓口で口座振替チラシを配布。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方税のキャッシュレス（口座振替・e-tax、eLTAX等）納付割合44.2%（前年比+2.8P）に向上。
地域電子納税推進プロジェクト Chapter 1 かながわ電子納税プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 県内の金融機関、地公体、経済団体等159団体が連携し、eLTAXをはじめとする電子納税を普及促進するため開始。 法人・個人事業主を対象としたセミナー、キャンペーンの実施。 eLTAX利用促進に関する各種啓蒙ツール作成。 	<ul style="list-style-type: none"> eLTAXを利用するためダイレクト方式で当行口座を指定した2024年度の件数（2024年5月末時点）は、昨年度比で約165%。
県内の多くの関係者を巻き込んだキャッシュレス納付推進プロジェクトの実施 Chapter 2 山梨県下一斉納付書レス・キャッシュレス納付推進プロジェクト2024	<ul style="list-style-type: none"> 県内に本支店を置く金融機関および県・県内市町村の他、県内税務署、各種経済団体に対し、本プロジェクトの目的を説明し、納付書レス・キャッシュレス納付チャネルの推進、期限内納付啓蒙CM放映、納税者への帯同訪問等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 電子納付利用件数・先数およびコンビニ収納サービス（含むスマホ収納）いずれも利用件数増加。 特にコンビニ収納サービス利用件数は対前年比286千件増加。

事例	取組内容	成果等
広域でのキャッシュレス納付推進プロジェクトの実施 Chapter 3 北陸3県における電子納税推進プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 地域内の参加団体が一体となり電子納税を推進することで、地域全体の電子納税普及を目指した。 個別の自治体、金融機関単独での電子納税推進には限界があることから、県単位から、地域単位に拡大してプロジェクト活動を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 同様のプロジェクトを北陸3県で同時期に実施し、北陸地域全体でプロジェクトの実効性を高めた。
印鑑レス口座振替受付および依頼書の共通化に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> 「口座振替」を電子納付の重点項目の一つと定め、県内全地公体および金融機関等が参加する「税公金等電子納付推進研究会」において、印鑑レス口座振替の検討を開始。 地公体および金融機関に対してアンケートを実施し、課題を洗い出したうえで、検討を進めた。 研究会全体で検討は進めるものの、開始時期はそれぞれの事情に合わせて対応できるように開始時期に応じてグループ分けを実施。詳細は分科会で検討することで、スピーディな意思決定を促すとともに、検討内容を他グループにも共有。 	<ul style="list-style-type: none"> 2024年4月より6自体、4金融機関が取り扱いを開始。 2024年9月までに5地公体、5金融機関の追加参加を予定。
税務署職員との同行訪問によるキャッシュレス納付「導入サポート」の実施	<ul style="list-style-type: none"> 県内税務署、法人会、税理士会及び県内金融機関等で「キャッシュレス納付推進協議会」を立ち上げ。協議会において、納付者にとってキャッシュレス納付（e-Tax、eLTAX）開始の手続きがハードルになっているという課題が抽出された。 県内金融機関の営業店において、キャッシュレス納付の提案を行う際に、税務署職員の具体的なサポートの意向確認を行い、希望先に対して税務署職員が訪問のうえ、具体的なパソコンの操作等の導入手続きのサポートを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 2023年度は、20件の導入サポートを実施し、12件の導入に至っている。
バーコード付納付書のATMでの納付	<ul style="list-style-type: none"> ATMにスマホ決済サービス機能を実装することでスマホ同様の収納を可能とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 2024年5月末時点で1,787件のバーコード付納付書をATMで納付。
「県・税公金キャッシュレス納付推進プロジェクト」の施策実行	<ul style="list-style-type: none"> 県内の全体としての取組みとして実効性を高めるために、国税局、税務署、財務事務所等の協力を得て幅広く各種団体へのキャッシュレス納付推進を図った。 共同でリーフレットを作成、各団体から配布し、周知を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 各地公体より令和5年度のキャッシュレス納付比率の目標を提出してもらい集計。 実績速報値ではほぼ全ての地公体で目標を達成。

次頁以降では、上記事例のうち、県域を跨いだ広域での連携事例、地公体、税務署、経済団体など多くの関係者を巻き込んだ事例など、特徴的な好事例（赤枠の事例）について、詳細を紹介する。

- **横浜銀行**は、2023年度から、金融機関・行政機関等・経済界・税理士団体が一体となって県内の電子申告・キャッシュレス納付の利用促進を図るため、かながわ電子納税推進プロジェクト（県内全地公体を含む関係者159団体が参加）を発足。
- **eLTAX、e-Tax関連セミナーの開催には特に注力**
2023年度は13回、2024年度は12回にも及ぶセミナーを開催。神奈川県内の事業者（参加者計787名）に対し、eLTaxやe-Taxの活用方法等を説明し、キャッシュレス納付が事務効率化、コスト削減に繋がることをアピール。

2023年度		13回
日程	主催	
11/6	平塚信用金庫・横浜銀行	
11/7	鶴見法人会	
11/14	川崎商工会議所	
11/14	日本公認会計士協会神奈川県会	
11/20	大和商工会議所	
11/21	藤沢商工会議所	
11/27	戸塚法人会	
12/12	東京地方税理士会横浜中央支部	
2/16	横浜商工会議所・横浜信用金庫・横浜銀行	
2/17	藤沢商工会議所	
3/4	小田原・箱根商工会議所	
3/19	相模原商工会議所	
3/22	中南信用金庫・大磯商工会・横浜銀行	

2024年度		12回
日程	主催	
5/1	湯河原町商工会・横浜銀行	
5/13	横浜商工会議所（戸塚支部）・横浜信用金庫・横浜銀行	
5/17	横浜商工会議所（北部支部）・横浜信用金庫・横浜銀行	
5/20	横浜商工会議所（西部支部）・横浜信用金庫・横浜銀行	
5/22	横浜商工会議所（金沢支部）・横浜信用金庫・横浜銀行	
5/27	横浜商工会議所（みどり支部）・横浜信用金庫・横浜銀行	
5/29	横浜商工会議所（中部支部）・横浜信用金庫・横浜銀行	
5/30	横浜商工会議所（鶴見支部）・横浜信用金庫・横浜銀行	
6/5	横浜商工会議所（南部支部）・横浜信用金庫・横浜銀行	
6/25	東京地方税理士会横浜中央支部	
7/30	横浜中優法会	
9/3	横須賀商工会議所金融部会	

【プロジェクト参加金融機関の取り組み】

○ 行内にとどまらないノウハウ共有を推進

- 横浜銀行は、eLTAXの操作マニュアルを作成、ホワイトラベル化してプロジェクト参加団体に共有。参加団体の会員事業者や取引先に配布することでeLTAXの利用を促進。
- 同行は、行内向けの研修資料もホワイトラベル化してプロジェクト参加金融機関に共有。自行以外の金融機関の意識醸成にも努めた。



▲eLTAX操作マニュアルの一部



▲金融機関職員向けの研修資料の一部

○ 事業者のeLTAX導入の動機付けのため、独自キャンペーンを実施

- 横浜銀行は、eLTAXダイレクト納付口座を登録した法人・個人事業主に抽選で「神奈川県の特産品」が当たるキャンペーンを実施。
- 2024年4月～6月 横浜銀行において実施
→口座登録件数が前年同月比約7割増加。
- 2025年1月～ **本プロジェクト参加の11金融機関にて順次実施予定。**



▲2024年4月実施の同キャンペーンリーフレット

【金融機関以外のプロジェクト参加者の取り組み】

■ 税務署

○ OeLTAX・e-Taxの利用勧奨を行う「スマート納税チャレンジ」の実施

- ・ 国税の「源泉所得税」、地方税の「個人住民税（特徴分）」の納期限前の約1週間、各金融機関の窓口で現金納付を行う納税者（法人・個人事業主）に対して「ダイレクト納付」の利用勧奨を行うもの。
- ・ 各金融機関、県内税務署と協力して実施。
- ・ 期間：2024年12月および2025年1月の納期限前5営業日

■ 法人会

○ 「神奈川県横断 税務広報」の実施

- ・ 11月11日から11月17日までの「税を考える週間」に合わせ、小田原駅・新横浜駅
- ・ 武蔵小杉駅にて電子納税の利便性等について街頭広報を実施。
- ・ 岐阜県、愛知県、静岡県の法人会でも同様の取組を実施しており、東海からリレー形式で実施。

■ 税理士会

○ 「税理士業務のデジタルフォーラム」の実施

- ・ 2024年12月10日、会員向けに会計ソフトベンダーやデジタルツール提供企業の展示会と、税理士業務のデジタル化・DX化について等のセミナーを実施。
- ・ 11月15日、会員向けに電子納税の利用について研修を実施。
- ・ 2024年1月より、「会員向けデジタル相談室」を開室し、eLTAXやe-Taxの利用方法等についても随時相談が受け付けられるようにした。

【プロジェクトの成果と今後のKPI】

- ・ 2024年3月末における神奈川県全体の個人住民税特別徴収分におけるeLTAX納付率は16.9%（前年同月比+4%）となった。
- ・ 本プロジェクトでは、今後のKPI目標として、2027年3月末の同納付率を目標30%とする「ターゲット30 for 2027」を設定。



- かながわ電子納税推進プロジェクトの1年間の実績や取組を振り返り、電子納税の更なる普及・利用勧奨に向けた今後の方針を共有。

【第1部】1周年フォーラム

1. 開会挨拶
2. かながわ電子納税推進プロジェクト取組実績報告
3. 今後の取組発表
 - ・ 地方公共団体より — 横須賀市
 - ・ 税務署より — 横浜中税務署
 - ・ 金融機関より — 横浜信用金庫
 - ・ 法人会より — 神奈川県法人会連合会
 - ・ 税理士会より — 東京地方税理士会

会場の「はまぎん ▶
ホール ヴィアマー
レ」入口の様子



◀ 地方税共同機構に
よるeLTAXに関する
講演の様様

【第2部】キャッシュレス納付活用セミナー

1. eLTAXに関する基礎知識（地方税共同機構）
2. e-Taxに関する基礎知識（横浜中税務署）
3. 吉本興業所属芸人さんきゅう倉田氏による
税務のデジタル化に関する講演
4. 閉会挨拶

元国税局員でお ▶
笑い芸人のさん
きゅう倉田氏に
よる講演の様子



- **山梨中央銀行**は、2022年4月より、山梨県・県内全27市町村・県内に本・支店を置く全金融機関、経済機関等との協働による**山梨県下一斉納付書レス・キャッシュレス納付推進プロジェクト**を発足、納付書レス・キャッシュレス納付の普及・利用促進に取り組んでいる。
- 3年目を迎える2024年度には、日本銀行甲府支店が参画し、「オール山梨」として一層深度ある取り組みが可能な態勢となった。

【プロジェクト参加団体全体での取り組み】

- プロジェクト参加団体の職員を対象にした**電子納付（e-Tax・eLTAX）導入サポート研修**を実施。

日時	2024年9月4日（水）10時～11時30分
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「e-Tax」の利用状況、初期設定・操作方法（甲府税務署） 2. 「eLTAX」の利用状況、初期設定・操作方法（山梨県総務部税務課） 3. 山梨中央銀行 中部地区の取組 ～ マイスター制度活用による電子納付の推進 ～（山梨中央銀行）※詳細は次ページ参照
対象者	<p>【地方公共団体】 山梨県、県内全27市町村</p> <p>【金融機関】 山梨中央銀行、日本銀行甲府支店、甲府信用金庫、山梨信用金庫、山梨県民信用組合、都留信用組合、JAバンク山梨、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、中央労働金庫、ゆうちょ銀行</p> <p>【関係団体等】 山梨県内税務署、山梨県法人会連合会、山梨県内法人会、甲府商工会議所、富士吉田商工会議所、山梨県商工会連合会、東京地方税理士会山梨県会</p>



▲ 山梨県自治会館 講堂における導入サポート研修の様子。

【山梨中央銀行の取り組み】

① マイスター制度活用による「e-Tax・eLTAXマイスター」の育成

- 山梨中央銀行の中部地区本部では、「マイスター制度」を自主的に導入し、地区内の秀でた知識・技能を有する人材（＝マイスター）を有効活用・シェアリングすることで、地区全体の業績向上、人材育成につなげる独自の取り組みを実施。
- 様々なマイスター66名が在席する中、「e-TAX・eLTAXマイスター」の5名は、顧客のe-Tax・eLTAXの初期設定を銀行員のみで完結することができる人材として登録を受けている。マイスターは、他店顧客であってもe-Tax・eLTAX設定サポートの依頼があった場合、他店の行員に同行し、初期設定等の導入サポートを行うことができる。

ー マイスター登録人数は、2024年9月4日時点のもの。



② 事業者のeLTAX導入の動機付けのため、独自キャンペーンを実施

- 山梨中央銀行で初めてe-TaxまたはeLTAXダイレクト納付の設定を完了し、ダイレクト納付した方に抽選で、山梨の名産品や食事・体験ができる「ヤマナシカタログ」が当たるキャンペーンを実施。
- 期間は、2024年10月18日～2025年3月31日。
- 対象者は、法人および個人事業主。



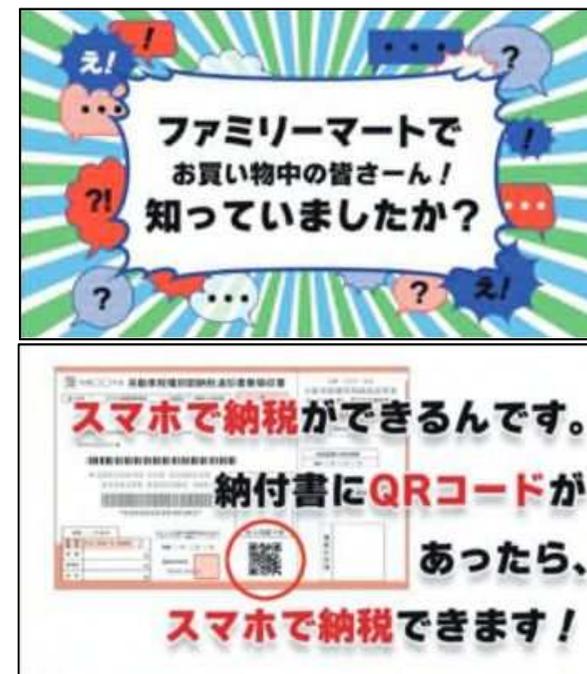
▲ 同キャンペーンリーフレット

【山梨中央銀行の取り組み】

③ 山梨県内ファミリーマートの店舗内デジタルサイネージにて、
スマホ納税を促す動画を放映！

- ・ 日常的にコンビニを利用する納税者へキャッシュレス納付の利便性をアピールする目的で、県内のファミリーマートにおいて、「FamilyMartVision」（店舗内の大画面デジタルサイネージ）を活用し、キャッシュレス納税への切替を促す動画を放映する取り組みを実施。
- ・ コンビニという特性上、個人をメインターゲットに、かつ短時間で強い印象を与えるため、スマホ納税に特化した内容としている。
- ・ 頻度は、15秒間の動画を10分に1回放映するもの。
- ・ 放映期間は、2024年12月10日から2025年3月31日まで。
 - 「FamilyMartVision」設置店舗は山梨県内合計38店舗（2024年9月末時点）

▼ 放映動画の絵コンテの一部



【その他の取り組み】

- 各種広告媒体を利用した外部発信による利用促進啓蒙
 - ・ 路線バス内への共通リーフレット設置
 - ・ 新聞広告・デジタルサイネージによる外部発信 等
- 参画団体・協力団体間の連携
 - ・ 税理士会との連携によるクライアントへの利用普及
 - ・ 商工会・法人会各種会合等における会員への普及啓発
 - ・ 電子納税普及・促進啓蒙セミナー実施 等
- 共通パンフレットを使用した普及拡大
 - ・ 庁舎・金融機関窓口等における納税者への提案



▲ 路線バス内に設置した共通リーフレット

- 石川県は、県内の国税キャッシュレス納付率が全国1位の36.8%に達し、全国平均の28.1%を大きく上回った。（2023年度、国税庁調べ）。
 - ― 北國銀行は、キャッシュレス納付推進に向けた行内勉強会等の継続的な活動が、石川県における国税キャッシュレス納付率の高さに繋がっていることなどが評価され、2024年5月30日に実施された「キャッシュレス納付推進宣言式」（事務局：国税庁）において、国税庁長官から感謝状の贈呈を受けた。
- 石川県に留まらず、北陸地域全体で国税・地方税におけるキャッシュレス納付利用度をさらに高めていくため、北陸銀行・北國銀行・福井銀行の3行で連携して取り組みを実施。
- 3行は、各県の地方公共団体や金融機関等の関係者に働きかけ、2024年8月、同時期にキャッシュレス納付を推進する電子納税推進プロジェクトを発足。
- 参加団体は、県や市、金沢国税局（税務署）、税理士会、信用金庫、商工会など3つのプロジェクトトータルで約120団体が参加。総務省、北陸財務局、日本銀行金沢支店、地方税共同機構が後援を行い、北陸地域全体の電子納税を一層推進している。



【プロジェクト参加金融機関の取り組み】

- ① 来店客への電子納税勧奨および操作サポートの実施
 - ・ 来店顧客に対し電子納税導入に関するサポートの実施
 - ・ 窓口サポートのための社員教育を実施
 - ・ 電子納税相談会の実施
- ② 顧客への電子納税周知および勧奨利用の情報発信
 - ・ ホームページ掲載、SNS配信、情報誌掲載、チラシ交付・送付
- ③ プロジェクト推進のための社内調整
 - ・ 営業部門、推進部門、公務担当部門との連携
 - ・ プロジェクト関連予算の確保
- ④ プロジェクト実施効果の確認
 - ・ プロジェクト目標値の設定
(納付書枚数、電子納税利用件数など)
 - ・ 参加団体との情報連携



画像はCraftMAPより引用

【金融機関以外のプロジェクト参加者の取り組み】**① 住民や団体会員への電子納税周知および推奨利用の情報発信**

- ・ ホームページ掲載、SNS配信、情報誌掲載、チラシ交付・送付
- ・ 取引金融機関窓口への電子納税相談誘導
- ・ 納付書郵送時のプロジェクトチラシ同封

② 電子納税無料相談会、各種セミナーの共催

- ・ 電子納税無料相談会を金融機関との共催で企画
- ・ 他セミナー開催時に電子納税に関するコマを設定

③ プロジェクト実施のための庁舎内調整

- ・ 本プロジェクト実施の庁舎内周知、各部署への情報連携
- ・ プロジェクト関連予算の確保（チラシ印刷・封入費、SNS配信画像作成費用など）
- ・ 税務主体としての積極的な電子納税推進方法の策定
- ・ 庁舎内での電子納税利用（職員分住民税（特別徴収）のeLTAX利用、源泉所得税のe-Tax利用）

（関連団体の場合、税務当局との情報連携）

- ・ 電子納税推進に関する税務当局等、他機関との情報連携
- ・ プロジェクト関連予算の確保

④ プロジェクト実施効果の確認

- ・ プロジェクト実施後の納付書削減枚数、電子納税利用増加数の把握。

Conclusion

本レポートでは、地方銀行の取組事例を3つ紹介したが、このほかにも現在、地方銀行では各地で地公体や関係団体と協力してキャッシュレス納付推進のための施策を実施している。これらの事例からは、キャッシュレス納付は、金融機関が積極的に関与し、関係者を巻き込んで納税者の行動変容に向けたあらゆる施策を講じることが推進のカギと考えられる。

本協議会は、キャッシュレス納付推進のための施策および効果的な周知・広報に関する企画・立案を主要な協議事項の1つとしており、本協議会においても、例えば、参加各主体が好事例を持ち寄って共同事例集等を作成することにより、金融機関、地公体、税務署等の現場の参考となる取組みを検討してはどうか。

加えて、所管省庁におかれては、キャッシュレス納付の旗振り役として、地公体に対し、地方税統一QRコードの活用を働きかけることにより（必須4税目以外への対応、2026年9月以降の公金拡大への対応など）環境整備を行うほか、一步踏み込んで、納税者に対するインセンティブの付与や、金融機関等によるキャッシュレス納付の取組みに対して補助金を交付するといった金銭面の支援についてもご検討いただきたい。

以上